
DMAT の資格、費用支弁、補償

(近藤久禎、石原晋ほか・監修 プレホスピタルMOOK 9 DMAT、東京、永井書店、2009、152-155)

2011年12月23日 災害医学抄読会 <http://plaza.umin.ac.jp/~GHDNet/circle/>

DMAT とは、「災害の急性期(概ね 48 時間以内)に活動できる機動性をもった、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム」である。この機動性を確保するために、事前の登録が必要であり、登録すると DMAT 登録者もしくは統括 DMAT 登録者となる。災害急性期に迅速かつ効果的な災害支援を行うための専門的な訓練である「日本 DMAT 隊員養成研修」を修了した者が DMAT 登録者として登録され、災害急性期に DMAT として派遣される。DMAT 活動において、指揮、調整、支援業務を担う部門である DMAT 本部で指揮者として活動するのが統括 DMAT 登録者である。「統括 DMAT 研修」を修了した統括 DMAT 登録者は、平時においては日本 DMAT 隊員への教育・訓練指導、地方・地域における DMAT 研修会開催や指導、地域の災害医療体制の計画・準備、各種訓練の企画などを行う。ほかにも DMAT の活動の後方支援などを行う DMAT 補助要員がいる。日本赤十字社や国立病院機構などは、厚生労働省などの要請を受け、管下の人員を DMAT 補助要員として可能な範囲で派遣することとされている。

日本 DMAT 活動要領の基本方針は、「活動は、平時において都道府県と医療機関等との間で締結された協定及び厚生労働省、文部科学省、都道府県、国立病院機構等により策定された防災計画等に基づくもの」とされており、この協定に基づいて費用が支弁される。また、都道府県による医療機関への費用支弁に国からの補助が出る制度がある。災害救助法が適用され、「災害救助法が適用された市町村で救護活動を行うことを前提に、都道府県知事が必要に応じて、救護活動の業務を DMAT に委託、賃金職員の雇上げによる DMAT の編成を行い、災害救助法による応急医療を実施した場合」には、厚生労働省と都道府県は、派遣に要した、使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費などの実費、救助のための輸送費および賃金職員等の雇上費を負担する。災害救助法が適用されない場合では、DMAT の活動支援事業に係る経費(対象経費)をその DMAT 指定医療機関に対して被災都道府県が直接支弁する費用の 50%を国から補助される。

費用支弁の経路は、都道府県内の派遣の場合、DMAT を派遣した医療機関へ都道府県から直接支弁される。この際の費用負担は、災害救助法が適用された場合、国が 50~90/100 を負担し、残りを被災都道府県が負担する。適用されない場合、補助金により国が 1/2、被災都道府県が 1/2 を負担する。一方、都道府県外への派遣のうち、都道府県と医療機関で協定が結ばれている場合には協定に基づき DMAT を派遣した都道府県が、DMAT 指定医療機関に対して費用を支弁し、被災都道府県が派遣した都道府県に対して支弁する。この際の国の負担割合は県内の派遣の場合に準ずる。一方、都道府県と医療機関で協定が結べていない場合には、被災都道府県が DMAT を派遣した都道府県の DMAT 指定医療機関に直接支弁する。